

## 消費品の取扱い

**Q** : 当社は、今期かなりの利益が見込まれますので、期末近くに消耗品をドンと購入して経費に落とそうと思います。問題ありますか？

**A** : 一定の要件がありますので注意してください。

### 【解説】

会社が購入した消耗品費等は、原則として、期末に在庫として残っていれば、資産計上しなければなりません。事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産については、一定の条件の下、これを買入れたときに損金算入できるとされています。これは、消耗品費等については一般に金額的にも重要性が乏しいことから重要性の原則に則って簡便処理を認めようというのがその理由です。

- ①各事業年度ごとにおおむね一定量を取得していること
- ②かつ、経常的に消耗するものであること
- ③每期継続適用すること

ただし、この取扱いは、各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費する消耗品等について、重要性の原則から、例外的に損金計上を認めているものから、その額が多額であって、在庫計上をしないと課税上弊害が認められるという場合には、この取扱いが認められず、原則どおり、在庫を計上しなければなりませんので注意してください。

